

運賃協議分科会について

●分科会の構成員
道路運送法（以下「法」）第9条第4項の各号で定める次の構成員により協議を行う

法第9条第4項の定義	構成員（設置要綱第8条2項）
一 市町村又は都道府県	副町長（第1号委員）
二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者（第2号委員）
三 地方運輸局長	運輸支局職員（第8号委員）
四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者	利用者代表委員（第6号委員）

●分科会の招集
必要に応じて会長が招集する。（設置要綱第8条第3項）

●運賃改定（決定）の流れ

